

令和8年第4回飛騨市教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和8年4月13日（月） 午後1時30分 開会
- 2 場 所 飛騨市図書館2階 情報発信室
- 3 出席者 教 育 長 下出 尚弘
教育委員会委員 向川原 眞郷、平澤 千人、牛丸 洋子、谷口 陽信
- 4 説明のため出席した者の職氏名
教育委員会事務局長 柚原 徹守
次長兼教育総務課長 忍 哲也
次長兼学校教育課長 中島 英人
生涯学習課長 今村 安志
スポーツ振興課長 中垣 浩太郎
文化振興課長 三好 清超
- 5 書 記 教育総務課長補佐 加藤 憲子
- 6 議事日程
開会
第1 会議時間の決定
第2 議事録署名者の指名
第3 前回議事録の承認
第4 教育長の報告
第5 教育長の職務代理者の指名について
第6 飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員の指名について
第7 飛騨市教員住宅入居選考委員会委員の指名について
第8 岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出について
第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について）
第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市神岡給食センター及び飛騨市河合給食センターの学校給食センター運営委員会の委員並びに山之村学校給食会議の委員の委嘱について）
第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校スク

ールカウンセラー及びスクール相談員の任命について)

- 第 12 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて (飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について)
- 第 13 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて (飛騨市立学校における学校運営協議会の設置及び委員の任命について)
- 第 14 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて (飛騨市教育支援委員会委員の委嘱について)
- 第 15 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて (スポーツ推進委員の委嘱について)
- 第 16 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて (飛騨市青少年育成推進員の委嘱について)
- 第 17 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて (飛騨市地域学校協働活動推進員の委嘱について)
- 第 18 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて (飛騨市社会教育委員会委員の委嘱について)
- 第 19 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて (飛騨市市民カレッジ運営委員会委員の委嘱について)
- 第 20 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて (飛騨市江馬氏城館跡整備委員会委員の任命について)
- 第 21 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて (姉小路氏城館跡整備委員の任命について)
- 第 22 承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて (歴史資料等調査委員の任命について)
- 第 23 議案第 12 号 令和 8 年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置について

閉会

7 議事録

◎教育長 (下出 尚弘)

皆さま、お疲れさまでございます。本日の出席委員は全員であります。本会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する会議開会の定足数を満たしております。それではただ今から令和8年第4回飛騨市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◆日程第1 会議時間の決定

◎教育長（下出 尚弘）

日程第1「会議時間の決定」を議題とします。

お諮りします。会議規則第15条の規定により、会議時間を午後3時30分までとさせていただきますがご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、会議時間については午後3時30分までと決定しました。

◆日程第2 議事録署名者の指名

◎教育長（下出 尚弘）

日程第2「議事録署名者の指名」を議題とします。

会議規則第35条第2項の規定により、本会議の議事録署名者に、谷口陽信委員を指名しますのでよろしくお願ひいたします。

◆日程第3 前回議事録の承認

◎教育長（下出 尚弘）

日程第3「前回議事録の承認」を議題とします。

お手元にごございます令和8年第3回飛騨市教育委員会定例会の議事録をお願いします。

皆様には事前に配布させていただきましたが、何かご質問、ご意見等ございましたらお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

では、ご異議なしと認めます。よって、前回議事録については承認されました。

◆日程第4 教育長の報告

◎教育長（下出 尚弘）

日程第4「教育長の報告」を議題といたします。

ではお手元の資料教育長報告をご覧ください。令和8年3月26日から令和8年4月12日までについて報告させていただきます。3月27日ですけれども駿河屋さん、高橋商店さんの方から、資源リサイクルを基にした寄付の寄贈式がございました。毎年いただいているありがたい寄付でございます。あと教職員大学院研修報告ということで、古川西小学校の下出教頭からの報告がございました。今不登校で教室に入れないでいる児童生徒について学びの保障をしていくということで、校内教育支援センターの活用。それに関わっての職員への周知というようなことについて研究をし、今後また学校現場の方で、各学校にそういった研究の成果も含めて、実践の充実に向けて推進してくれる予定でございます。

4月3日、全国大会出場報告ということで、日本ジュニア管打楽器コンクールに高山西高校の3年生になります鎌村陸斗さんが出場したということで、サクソフォーンの演奏で出場いたしました。当日は、演奏を教育長室でしてくれたのですが、非常にすてきな音色で、今後も音楽に関わる進路に進みたいということで、今目標を持って取り組んでいるところでございます。全国本選には15名出場したその中の1人であります。

4月3日、市の教職員の着任式、そして7日には市のスポーツ推進委員の委嘱状の交付式がございまして、本年度は17名。今年からまた2年間の任期での委嘱状の交付をいたしました。

4月9日は、飛騨市内の小中学校の入学式がございまして、教育委員の皆様にも、告辞をお伝えいただく等大変お世話になりました。

4月10日には、ひだしん地域クラブ寄付金、感謝状贈呈式ということで、ひだしんの関連会社の方で、このふるさと納税に係る企業版ふるさと納税に関わって、200万円の寄付をいただき、これについては、地域クラブ活動の推進に活用できるということで、こちらとしても十分有効に活用していきたいと思っております。

では私からの報告は以上でございます。これより教育長報告の質疑を行います。質疑、ご意見等はございますでしょうか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結し、教育長の報告を終了します。

◆日程第5 教育長の職務代理者の指名

◎教育長（下出 尚弘）

では続きまして、日程第5「教育長の職務代理者の指名について」を議題とします。

会議規則第2条の規定により教育長の職務代理者に、向川原眞郷委員を指名したいと考えております。

お諮りします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に規定する教育長の職務代理者については、向川原眞郷委員としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、教育長職務代理者については、向川原眞郷委員に決定されましたのでどうぞよろしくお祈いします。

◆日程第6 飛驒市育英基金貸付生選考委員会委員の指名

◎教育長（下出 尚弘）

日程第6「飛驒市育英基金貸付生選考委員会委員の指名について」を議題とします。会議規則第3条の規定により、飛驒市育英基金貸付生選考委員会委員に、牛丸洋子委員を指名したいと考えております。

お諮りします。飛驒市育英基金運用規則第4条に規定する、飛驒市育英基金貸付生選考委員会委員については、牛丸洋子委員としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって飛驒市育英基金貸付生選考委員会委員については、牛丸洋子委員をお願いすることになりましたので、よろしくお祈いいたします。

◆日程第7 飛驒市教員住宅入居選考委員会委員の指名

◎教育長（下出 尚弘）

日程第7「飛驒市教員住宅入居選考委員会委員の指名について」を議題とします。

会議規則第3条の規定により、飛驒市教員住宅入居選考委員会委員に平澤千人委員を指名したいと考えております。お諮りします。飛驒市教員住宅管理規則第5条に規定する、飛驒市教員住宅入居者選考委員会委員については、平澤千人委員としてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、飛騨市教員住宅入居選考委員会委員については、平澤千人委員にお願いすることになりましたので、よろしくお願いたします。

◆日程第8 岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出

◎教育長（下出 尚弘）

日程、第8「岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出」を議題とします。議題の岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出については、会議規則第3条の規定を準用し、教育長が指名したいと考えますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出については、会議規則第3条の規定を準用し、谷口陽信委員を指名してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員については、谷口陽信委員にお願いすることになりましたのでよろしくお願いたします。

◆日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、飛騨市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第9、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、飛騨市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

（「教育長」と呼ぶ声あり。） ※以下、「教育長」との声の表記は省略する。

◎教育長（下出 尚弘）

柚原教育委員会事務局長。 ※以下、教育長の発言者指名の表記は省略する。

◎教育委員会事務局長（柚原 徹守）

それでは承認第3号専決処分の承認を求めることについて、飛騨市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和8年3月26日、別紙の通り専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めます。専決第3号専決処分書、飛騨市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

5ページをご覧ください。中段の規則の概要をご説明いたします。

飛騨市図書館（係）を文化振興課から生涯学習課に移管し、図書館が持つ学習需要に応じた資料・情報の提供や交流と学び合いの場を集約するとともに、生涯学習課教育振興係（神岡所管）を生涯学習係へ統合することで、より一体的な生涯学習の推進を目指します。あわせて学校教育課地域クラブ推進室及び生涯学習課生涯学習係の事務分掌を現行に沿った事務分掌に改めるものです。なお、4月1日発令の事務局職員の任命は、改正後の組織により職名で命じております。3ページの新旧表をご覧ください。左が改正前、右が改正後になります。課の設置の係名のところです。こちらの学校教育課のところを、改正後に地域クラブ活動推進室を入れております。こちらについては従前から係立てをしてありまして、事務分掌の方は表示をしているのですが、こちらの項目が漏れておりましたので今回の改正で含めております。

その下の生涯学習課です。左の教育振興係を生涯学習係の方に統合して、新たに文化振興課から飛騨市図書館を移管します。これに伴いまして文化振興課の方はこちらも従前から係立てがあったのですが、飛騨市美術館という表示を改めてしております。

次に事務分掌の改正です。下段の地域クラブ活動推進室、こちらが改正前、学校部活動という表示がありますが、こちらが4月より廃止されたことによりまして右側の認定地域クラブの運営指導に改正します。4ページをご覧ください。生涯学習課生涯学習係の事務分掌ですが、左が従前のものですが、右側の現行の主管業務のように修正いたします。生涯学習の推進、社会教育の推進、青少年の健全育成、家庭教育の推進、公民館からコミュニティ施設に変わりましたのでコミュニティ施設に関すること、その他事務局長が必要と認めることということで、中身は実際には変わっておりませんが現行の業務に合わせた事務分掌にこの機会に改正をいたしました。説明は以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育委員（谷口 陽信）

説明ありがとうございます。学校教育課の方で地域クラブ活動推進室というのがあるのですが、令和8年度で完全にクラブ移行したということで、この業務内容もまた変わってくると思うのですが、こういった点をサポートしていただけるとか、わかる範囲で教えていただければと思います

◎教育委員会事務局長（柚原 徹守）

こちらの地域クラブにつきましてはこれまででは部活動からの移行を進めるということで、そのクラブの立ち上げ支援がメインでございました。今後は部活動が廃止されて地域クラブの方に一本化されますので、現行で様々な支援制度を設けておりますが、まだまだ手探りの状態で、そういった見直し、或いは運営のサポートというのが中心になってくると思います。

◎教育委員（谷口 陽信）

引き続き、地域クラブとしても、何かあれば相談等できる体制ではあるということでもよろしかったですか。

◎教育委員会事務局長（柚原 徹守）

はい。委員のご指摘通りでこれまで通り今のところは学校教育課の下に地域クラブ活動推進室を設けておりまして従前通りそちらの方で、そういった相談窓口の形をとらせていただきます。

◎教育委員（谷口 陽信）

はい、ありがとうございます。

◎教育委員（向川原 眞郷）

令和8年度からいよいよ、本格的に学校の外へ子どもたちのスポーツ活動とか文化活動が外へ完全移行という状況なんですけど、子どもたちの小学校から中学校へ入学してきた子どもたちの意識というか、いつも入学式で代表者が挨拶するときに代表者の話を聞くと、中学校行ったら部活動と勉強頑張りますというのが決まり文句のようにして挨拶してくれたのですが、今年は部活動という言葉が出てこなかった。いよいよ本当なんやなっていう感じがしました。それで、ただ完全移行はしてるけれども、そういった活動が、やはり学校の中で把握するという部分は指導するわけではないのですがそれは必要

だろうという気はするんですね。そのときに、うちみたいに完全移行している市町村とそうでないところとあるので、そのときの扱いがひょっとしたら違うのかなってということが、今度子どもたちが高等学校へ進学していくときのその子どものいわゆる内申書、調査書の中にやはり反映させるということが、基本的には今までと同じように行われるのか。その情報がどういうふうに伝わるのかということが、やはり市町村で違うということがあってはまずいという気がするんですね。そのあたり、もう今年度そういうふうには実際動くわけですので、そのあたりの市町村間の調整も必要ですし、そのクラブと学校との関係の中で、情報がきちんと行くのか、必要なのかどうかということも含めて、そのあたりのことをどのように考えてらっしゃるかということをお教えください。

◎学校教育課長（中島 英人）

正直今のところまだ市町村間の連携等そのあたりは取れていないのですが、大きく調査書が変わるとはまだ考えられないので、そのあたり、今後、各市町村教育委員会なども含めながら、有利不利が出ないように話し合っていきたいと考えております。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

ちょっと補足しますと、飛騨市内の中学校の校長とは、今言われた点も検討中であります。地域クラブに誰がどのクラブに所属しているのか。また、そこでどういった取り組み成果を出しているのかということは、育成の部分でもやはり中学校としても把握をして、その上で調査書への記載等については、今課長が申したように今後詰めていきたいと考えているところでございます。

◎教育長（下出 尚弘）

他よろしいでしょうか。他に質疑がないようですので、質疑を終結します。お諮りします。承認第3号は原案の通り、承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案の通り承認されました。

◆日程第10 承認第4号専決処分の承認を求めることについて（飛騨市神岡給食センター及び飛騨市河合給食センターの学校給食センター運営委員会の委員並びに山之村学校給食会議の委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第10 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市神岡給食センター及び飛騨市河合給食センターの学校給食センター運営委員会の委員並びに山之村学校給食会議の委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎教育総務課長（忍 哲也）

教育総務課の忍でございます。承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、飛騨市神岡給食センター及び飛騨市河合給食センターの学校給食センター運営委員会の委員並びに山之村学校給食会議の委員の委嘱についてご説明をいたします。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和8年4月1日別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めます。次のページをお願いいたします。

こちらは専決処分書でございます。次のページをお願いいたします。こちらにつきましては、飛騨市神岡給食センター学校給食センター運営委員会の委員に委嘱する方でございます。

神岡小学校を及び神岡中学校の校長、そしてPTA会長、給食主任を選任しており、本表のとおり6名の方に委嘱をいたします。任期は令和8年4月1日より1年間でございます。次ページをお願いします。こちらにつきましては、飛騨市河合給食センター学校給食センター運営委員会の委員に委嘱する方でございます。河合小学校及び、宮川小学校の校長、PTA会長、給食主任を選任し、本表のとおり6名の方に委嘱をいたします。任期は同じく1年でございます。次ページをお願いします。こちらは飛騨市山之村学校給食会議の委員に委嘱する方でございます。山之村小中学校の校長、そして教頭、PTA会長、養護教諭を選任し、本表のとおり4名の方に委嘱をいたします。任期は同じく1年でございます。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第4号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

◆日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程、第11、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（中島 英人）

それでは、承認第5号専決処分の承認を求めることについて、令和8年度飛騨市立小中学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命についてお願いいたします。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和8年4月1日別紙のとおり専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。次ページをご覧ください。専決処分書がございました。令和8年度飛騨市立小中学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命について、別紙のとおり、令和8年4月1日専決処分をいたしました。次のページに一覧表がございました。市内9つの小中学校について、スクールカウンセラー4名、スクール相談員2名、それぞれ配置をいたしました。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育委員（牛丸 洋子）

確か去年も聞いたと思うのですが、スクール相談員さんが神岡地区にはみえないということと、教育相談員という方もみえるのですが、職務の違いについても教えてください。

◎学校教育課長（中島 英人）

申し訳ありませんが神岡にいないことについては、またいろいろ考えていきたいと思っております。教育相談員についてはまた改めてお伝えさせていただきます。申し訳ございません。

◎教育委員（牛丸 洋子）

名簿とかでよく見るのですが、実際学校訪問に行っても、スクール相談員の方を見かけるという機会は兼務してみえるのであまりないですけど、教育相談員さんというのが、どういうふうにも関わってみえるかというのが学校によって違っているようなので、どういうふうなのかなと思ってお聞きしたいと思いました。

◎教育長（下出 尚弘）

他ありませんか。他に質疑がないようですので、質疑を終結します。
お諮りします。承認第4号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

◆日程第12 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第12、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（中島 英人）

では続きまして、承認第6号専決処分の承認を求めることについて、飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてお諮りします。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和8年4月1日別紙のとおり専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書でございます。学校保健安全法第23条の規定による飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり令和8年4月1日専決処分をいたしました。次のページをご覧ください。まず、学校医について、7名の医師をそれぞれの学校に委嘱しております。学校歯科医について5名の歯科医について委嘱しております。学校薬剤師について、6名の薬剤師を各学校の薬剤師として委嘱しております。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。
お諮りします。承認第6号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

◆日程第13 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立学校における学校運営協議会の設置及び委員の任命について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第13号、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立学校における学校運営協議会の設置及び委員の任命について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（中島 英人）

では続いて承認第7号についてご説明いたします。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市立学校における学校運営協議会の設置及び委員の任命についてでございます。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和8年4月1日別紙のとおり専決処分しましたのでこれを報告し承認を求めるものでございます。次のページをご覧ください。専決処分書があります。飛騨市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則第3条の規定に基づき、下記のとおり学校運営協議会を設置し、同規則第7条の規定による飛騨市学校運営協議会委員の任命について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙の通とおり令和8年4月1日専決処分をしました。学校運営協議会を1校で1つ設置する学校については、古川小学校、古川西小学校、河合小学校、宮川小学校、古川中学校としております。また、学校運営協議会を2校で1つ設置する学校については、神岡小学校と神岡中学校、山之村小学校と山之村中学校としております。

次ページをご覧ください。各学校運営協議会の委員の一覧がございます。古川小学校については、渡邊登紀夫さんをはじめ、他8名の委員を任命させていただきました。古川西小学校については、杜下秀夫さんをはじめ、他11名の委員を任命しております。河合小学校については、野村俊巳さんをはじめ、他11名の委員を任命しております。宮川小学校については、平澤千人さんをはじめ、他12名の委員を任命しております。古川中学校については、北平修子さんをはじめ、他10名の委員を任命しております。神岡小学校、神岡中学校については、福永聡さんをはじめ、他14名の委員を任命しております。山之村小学校中学校については、南さんをはじめ、他12名を委員として任命しております。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

では質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第7号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

◆日程第14 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市教育支援委員会委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程、第14、承認第8号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市教育支援委員会委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（中島 英人）

では続いて承認第8号についてご説明申し上げます。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市教育支援委員会委員の委嘱についてでございます。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和8年4月1日別紙のとおり専決処分しましたので、これを報告し承認を求めます。

次のページをご覧ください。専決処分書でございます。飛騨市教育支援委員会規則第3条の規定による飛騨市教育支援委員会委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり令和8年4月1日専決処分をいたしました。次のページをご覧ください。4ページにわたって名簿がございます。紺田建彦飛騨市医師会会長をはじめ、他19名の各職の代表の方を委員として委嘱させていただきました。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第8号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

◆日程第15 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（スポーツ推進委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第15、承認第9号「専決処分の承認を求めることについて（スポーツ推進委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎スポーツ振興課長（中垣 浩太郎）

では続いて承認第9号について説明いたします。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市スポーツ推進委員の委嘱について飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和8年4月1日別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。

次ページをお願いいたします。専決処分書ですが、令和8年4月1日の専決処分となっております。次ページをお願いいたします。飛騨市スポーツ推進委員に委嘱するものとして、17名の方に委嘱させていただきました。任期満了に伴い、2名の方がご都合により退任されましたが、1名の方を新任として新たに委嘱させていただいております。任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年となっております。説明は以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第9号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって承認第9号は原案のとおり承認されました。

◆日程第16 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市青少年育成推進委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第16、承認第10号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市青少年育成推進委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎生涯学習課長（今村 安志）

それでは、承認第10号でございます。専決処分の承認を求めることについて飛騨市青少年育成推進委員の委嘱についてでございます。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定によりまして、令和8年4月1日別紙のとおり専決したので同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。次ページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和8年4月1日付けで専決を行っております。次ページをお願いいたします。推進委員に委嘱する方でございます。南正安さんでございます。新任ということでございます。任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第10号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって承認第10号は原案の通り承認されました。

◆日程第17 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市地域学校協活動推進員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第17、承認第11号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市地域学校協働

活動推進委員の委嘱について)」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎生涯学習課長（今村 安志）

それでは承認第11号について説明させていただきます。飛騨市地域学校協働活動推進委員の委嘱についてでございます。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和8年4月1日別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

次ページをお願いいたします。専決処分書を記載しておりまして令和8年4月1日付けの専決でございます。次ページをお願いいたします。大谷吉憲さんからでございますけれども、4ページまでをさかのぼっていただきながら、宮川小学校区の地区学校協働活動推進員までを見ていただければと思いますが、一番下のところでございます岩田笑未子さんが新任でございます。略歴等については、地域推進活動者ということで令和8年4月1日から令和9年3月31日までの任期でございます。そのあとはまた再任でございまして最終ページの山之村小学校区及び飛騨市山之村中学校区の推進委員でございます。最下段の雪上俊さん。こちらの方が新任でございます。略歴等については地域推進活動者ということで、任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日まででございます。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。
お諮りします。承認第11号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第11号は原案の通り承認されました。

◆日程第18 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市社会教育委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

承認第12号 専決処分の承認を求めることについて 飛騨市社会教育委員の委嘱についてを議題とします。事務局の説明を求めます

◎生涯学習課長（今村 安志）

承認第12号でございます。専決処分の承認を求めることについて飛騨市社会教育委員の委嘱についてでございます。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により令和8年4月1日、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。次ページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和8年4月1日付での専決ということになります。次ページをお願いいたします。社会教育委員を委嘱する方の名簿でございます。新任ということで清水貢さん。山下佳子さん。お二方を改めて新任ということで委嘱するものでございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。
お諮りします。承認第12号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第12号は原案のとおり承認されました。

◆日程第19 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市市民カレッジ運営委員会委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第19 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて 飛騨市市民カレッジ運営委員会委員の委嘱についてを議題とします。事務局の説明を求めます

◎生涯学習課長（今村 安志）

それでは承認第13号についてご説明させていただきます。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市飛騨市市民カレッジ運営委員会委員の委嘱についてでございます。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定によりまして令和8年4月1日別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるもの

でございます。次ページをお願いいたします。専決処分書を記載しております。令和8年4月1日付けの専決処分書でございます。次ページをお願いいたします。市民カレッジ運営委員会委員に委嘱する方でございます。増本充さんでございます。新任略歴等については社会教育関係者ということで、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間委嘱したいと思っております。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第13号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第13号は原案のとおり承認されました。

◆日程第20 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市江馬氏城館跡整備委員会委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第20、承認第14号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市江馬氏城館跡整備委員会委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎文化振興課長（三好 清超）

それでは承認第14号をお願いします。専決処分の承認を求めることについて、江馬氏城館跡整備委員会委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和8年4月1日別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。次のページをお願いします。専決処分書でございます。令和8年4月1日に専決処分したものです。次ページをお願いします。江馬氏城館跡整備委員会委員に委嘱する者の一覧でございます。吉岡泰英様他5名の方となっております。任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となっております。全員再任の方でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第14号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第14号は原案のとおり承認されました。

◆日程第21 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（姉小路氏城跡整備委員会委員の任命について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第21、承認第15号「専決処分の承認を求めることについて（姉小路氏城跡整備委員会委員の任命について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎文化振興課長（三好 清超）

それでは、承認第15号をお願いします。専決処分の承認を求めることについて、姉小路氏城跡整備委員会委員の任命について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和8年4月1日別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。次ページをお願いします。専決処分書でございます。令和8年4月1日に専決したものでございます。次ページをお願いします。姉小路氏城跡整備委員会委員に任命する者の一覧でございます。中井均様他5名の方となっております。任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となっております。全員再任の方でございます。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

では質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第15号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第15号は原案のとおり承認されました。

◆日程第22 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（歴史資料等調査委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第22、承認第16号「専決処分の承認を求めることについて（歴史資料等調査委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎文化振興課長（三好 清超）

承認第16号をお願いします。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市歴史資料等調査委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和8年4月1日別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。次ページをお願いします。専決処分書でございます。令和8年4月1日付けで専決処分するものです。次ページをお願いします。飛騨市歴史資料等調査委員に委嘱する者の一覧でございます。今年度からの調査であり、全員新任になります。早川万年様、水谷悟様、田澤晴子様、福井重治様4名となっております。任期が令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第16号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第16号は原案のとおり承認されました。

◆日程第23 議案第12号 令和8年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第23 議案第12号、令和8年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（中島 英人）

それでは、議案第12号についてご説明いたします。令和8年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置についてでございます。令和8年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等に基づき、岐阜県教育委員会から意見を求められたので、令和8年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置に関し、別紙の通り決定することについてお諮りするものです。

次のページをご覧ください。飛騨地区採択協議会の設置についてでございます。1、2、3とありますが順にご説明いたします。

- 1、飛騨市教育委員会は、令和8年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置について、飛騨採択地区の各市村において、種目ごとに同一の教科用図書を採択するため、岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会規約に基づき、令和8年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会を設置することに同意します。1つ目につきましては、飛騨地区4市村で同一の教科書を採択するということが規定してあります。
- 2、飛騨市教育委員会は、令和9年度使用教科用図書に関する飛騨市教育委員会の採択にあたって、令和8年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の協議の結果を尊重することに同意する。ということで、飛騨地区の採択協議会の審議結果に飛騨市教育委員会としても同意をすることがここに書かれております。
- 3、飛騨市教育委員会は、令和8年度教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員について次のものを選出します。5名の方を選出いたします。まず、市町村教育委員会の教育長として下出尚弘教育長。飛騨市教育委員会の教育委員といたしまして谷口委員。飛騨市教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員として、中島学校教育課長。採択地区内の小中学校の校長及び教頭として、飛騨地区小中学校教頭会代表、田近岳裕教頭。各市町村の学識経験者及び保護者代表について、飛騨市PTA連合会子育て代表、大坪さん。以上の5名を選出します。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。議案第12号は原案の通り、設置してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案の通り、決定いたしました。

◎教育長（下出 尚弘）

本日の議事日程はすべて終了しました。委員の皆様、事務局、議案の他に何かございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

ないようですので、これをもちまして、令和8年第4回飛騨市教育委員会定例会を閉会といたします。皆様ありがとうございました。

閉 会 午後2時31分

議事録署名者

飛騨市教育委員会委員

飛騨市教育委員会教育長